

パーキングパーミット制度 導入自治体の状況について（R2.2現在）

団体名	担当課	制度開始年月	制度導入の効果	制度導入後の課題	協力施設の状況について	その他
大阪府	障がい福祉企画課	H26.2	・利用証交付者等から、施設が利用しやすくなった等、肯定的な意見をいただいている。	・協力施設の拡大が課題 施設によっては全国一律の対応が必要な場合があるなどの様々な実情があり、協力を得ることは容易ではない。	・制度開始時には、公共施設や民間施設の協力を多数得たが、現在は微増となっている。	
兵庫県	ユニバーサル推進課	H24.4	・利用証交付者等から電話等にて、施設が利用しやすくなった等、肯定的な意見を多数いただいている。	・障害者などの長期利用者と妊産婦などの短期利用者で利用証を色分けしているが、同じ色にしてはどうかという意見がある。	・毎年、市町を通じて施設への協力依頼を行っており、少しずつ協力施設は増加している。 ・車いす使用者から駐車できないという苦情が入ったとの報告を施設から受けたことがある。	
福岡県	障がい福祉課	H24.2	・利用対象者を明確にすることにより、対象となる方以外の駐車を防止	・利用証の申請数が増え、利用者数に対して駐車区画数が不足しており、利用証を所持しているも、駐車場の空きがなく駐車できないという事態が発生している。 ・利用証の不適正使用(本人ではなく家族が使う)	・年々協力施設は増加している。 (H31.3.31時点 2,621施設→R2.2.28現在 2,628施設)	
川口市	都市計画課	H22.1	①真に必要とする人へ利用証を交付することで、車いす使用者用駐車施設の適正利用を促すことができ、制度導入から延べ約5,500人以上の多くの方にご利用をいただいている。 ②当該駐車区画であることを示すステッカー及び利用証の掲示により、当該駐車区画が歩行困難な方のために設けられているスペースであることを周囲に認知してもらうことができる。 ③外見では障害の有無等が判断できない方などが、利用証を掲示することで、周囲の目を気にせず、当該駐車区画を利用することができる。 ④市外居住者も交付対象者としていること、および、同制度を導入する全国自治体と相互利用を実施し、利用利便性が向上したことから、川口市の施設利用を選択する来訪者や里帰りでの利用等に効果があり、まちの活性化につながる。 ⑤妊産婦の方から、利用証を所持していることで、通常の駐車区画よりもスペースの広い当該駐車区画の利用が可能となるため、ベビーカー等の出し入れが容易になり、利便性が向上したとのご意見をいただいた。	①制度協力施設の加入に伸び悩んでいる。制度が浸透し、利用証の交付数は増加し続けているが、施設によっては当該駐車区画が不足し、利用証を所持しているも、駐車ができない場合がある。 ②現在、県内では川口市だけが、市外居住者および全国相互での利用が可能となっているが、利用者から、近隣市などにおいても利用できるように制度を拡充してほしいとの要望が多い。 ③車いす駐車区画の適正利用や本制度の周知に努めているが、過去に実施した実地調査では、平均で、当該駐車区画を利用する約2割が不適正と思われる駐車であった。 ④障害の等級等により、利用証交付対象基準を定めているが、基準に満たない人や、骨折等の怪我など基準に該当しない人からも当該駐車区画を利用したいと要望をいただくことがあり、交付希望者が増加している。 ⑤利用証を許可証であると誤解し、所持していれば確実に当該駐車区画に駐車できると認識している方がいる。	①毎年、多くの施設に加入依頼を実施しており、チェーン店などは、各店舗では前向きな検討をいただけるが、本社、本店等の判断により、加入を見送られた事例があった。理由としては、制度普及の状況を考慮したいとことが挙げられ、国の制度であれば、協力しやすいとの意見もあった。 ②大規模な商業施設や病院以外の施設では、当該駐車区画の設置に限界があり、確保が困難である。 ③当該駐車区画が先に利用されており、駐車できなかったことに対し、直接、施設に苦情を申し出る利用者があり、施設側も対応に苦慮している。	①川口市民のほか、近隣市区の住民からも、県内全域や東京都内でも利用できるように本制度を拡充して欲しいと、多くの問い合わせが寄せられているが、川口市単独では対応が難しく、苦慮している。
久喜市	障がい者福祉課	H23.10	・透析患者や精神障がい者の方から、「制度があつて助かる」との声があつた。 ・外見で判断できない内部障がい者の方が以前に比べ気兼ねなく駐車場を利用することができるようになった。 ・おもいやり駐車場看板が目立つため真に必要でない方にとっては、若干抵抗に感じたようである。 ・市民の方に、車いす使用者用駐車施設への適正な利用を啓発することにより関心を持っていただくようになった。	・協力施設の看板を設置した駐車場でも健常者が駐車している例が見受けられる。 ・パーキングパーミット導入施設に案内看板を設置しているが、メンテナンスも必要で経費や管理が大変である。 ・車いす使用者用駐車施設に限られているため、必ずしもおもいやり駐車場に駐車できないこともある。	・最近では協力施設の新規開拓ができていない。 ・利用証を所持していない市外在住の方から、障がい者であるのに駐車できないのかとの苦情があり、施設の対応が大変との意見がある。 ・民間施設によっては、導入することでトラブルになることを懸念してご協力いただけないところもある。	・ヘルプマークがもっと普及していけば、この制度が無かったとしてもマークを携帯しているのを見て障がい者用駐車場に駐車していることに理解がされるのではないかと。 ・障がい者人口が多く、施設の立地上駐車場の確保が難しい施設では、パーキングパーミットへの協力が得られにくいかもしれない。 ・県内他市の方から、自分の住むところでも、あったらいいという声があつた。